

官報

主要目次

- 規則
○標準決済方法に関する規則の一部改正
○外国為替銀行等の報告に関する規則の一部改正
○町村の廃置分合(鳥取県)
○村の廃置分合(鳥取県)
○標準決済方法に関する規則
○信用状期限が信用
○無線局免許
○電波法施行規則第三十二條
○保健婦養成所指定
○齒科衛生士養成所指定
○社会福祉事業法による講習
○農業再登録
○農産物登録
○木炭の日本農林規格の特例
○工業標準化法施行規則
○運輸審議会の決定(神戸高速鉄道株式会社発起人申請神戸、三の宮間等地方鉄道敷設免許について)
○志津郵便局等廃止

規則

○外国為替管理委員会規則第四号
標準決済方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和二十七年三月三日
外国為替管理委員会委員長 木内 信胤

標準決済方法に関する規則の一部を改正する規則(昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
附表第一の一(一)に次の但書を加える。
但し、信用状開設日から三ヶ月以内当該貨物の輸出をする場合及び外国為替管理委員会の定める場合は、この限りでない。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
○外国為替管理委員会規則第五号
外国為替銀行等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和二十七年三月三日
外国為替管理委員会委員長 木内 信胤

外国為替銀行等の報告に関する規則(昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第四條の二の次に次の一條を加える。
(連合王国通貨建買為替予約の報告)
第四條の三 銀行は、毎月中顧客(両替商を含まない)との間に締結した連合王国通貨建買為替予約につき、翌月五日迄に別紙様式E五四七〇による連合王国通貨建買為替予約締結報告書を外国為替管理委員会に提出するものとする。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

根拠法規
外国為替銀行等の報告に関する規則第四條の三
主務官庁
外国為替管理委員会
連合王国通貨建買為替予約締結報告書
日本銀行外国為替局(業務係)
(外国為替管理委員会代行機関) 御中
昭和 年 月 日
銀行名
昭和 年 月中に当行が締結した顧客に対する買為替予約の明細を下記の通り報告します。

Table with 8 columns: 予約番号, 予約金額, 契約成立日, 契約番号, 輸出者名, 輸入者名, 商品名, 備考

上記予約に係る取引は真実且つ確定した契約に基づくものであることを確認しここに誓約致します。
銀行責任者氏名
(備考)
1. 貿易外取引に係る予約分については、予約番号及び予約金額の欄以外に送金者名、受取者名及び取引内容を記載するだけでよい。
2. 外国為替管理委員会との間に連合王国通貨建カバー予約を締結しているものについては、備考欄に連合王国通貨建カバー予約の締結日及び予約書番号を附記すること。

告示

○総理府告示第五十四号
町村の廃置分合
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年三月一日から、鳥取県東伯郡東郷村及び松崎村を廃し、その区域をもつて東郷松崎町を置く旨、鳥取県知事から届出があつた。
昭和二十七年三月三日
内閣総理大臣 吉田 茂

○総理府告示第五十五号
村の廃置分合
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十五年十一月三日から、鳥根県鏡川郡園村及び荒茅村を廃し、その区域をもつて長浜村を置く旨、鳥根県知事から届出があつた。
昭和二十七年三月三日
内閣総理大臣 吉田 茂

○外国為替管理委員会告示第三号
標準決済方法に関する規則(昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号)附表第一の一(一)に但書の規定に基づき、信用状期限が信用状開設日から三ヶ月以内であることを要しない場合を次のように定める。
昭和二十七年三月三日
外国為替管理委員会委員長 木内 信胤

左に掲げる貨物を当該貨物に係る信用状の開設日から六ヶ月以内に輸出する場合
一、鉄鋼(一次製品及び半製品)、綿糸及び化学繊維品(人絹糸布及びビスフン、スフ糸布)
二、内燃機関、工作機械、電気機械(電機器具を除く)、紡機、織機その他繊維工業用機械(ミシンを除く)、産業用機械(風水力用、鋸山用、土木建設用、運搬用、化学工業用、印刷製本用、農業用及び木工用機械)、製鉄、製鋼及び金属加工機械、自動車、産業車輛、通信機械(通信器具を除く)
三、木製品(合板、インチ材及び茶箱)、罐詰類、被覆電線

毎日文庫

外国為替管理委員会告示第四号
外圍為替管理令(昭和二十五年政令第二百三十三号)第二十六條第一項の規定により、同令第十三條第二項の外圍為替管理委員会の許可を受けずに債権の発生等の当事者となることのできる場合を次のように指定する。

- 一、居住者(外國為替銀行を除く。以下同じ)又は非居住者が外國為替銀行と外國為替の売買の予約をする場合。但し、輸出に係る予約については、当該輸出につき真実で且つ確定した契約が成立している場合又は居住者若しくは非居住者が当該輸入につき輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第四條の規定に基き輸入の承認若しくは同令第九條の規定に基き外貨資金の割当てを受けている場合に限る。
二、外國為替銀行が他の外國為替銀行又は外國為替の売買の予約をする場...

電波監理委員会告示第八百二十六号
電波法第十五條の規定に基き無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一六三三號
二 免許人の名称 北海道漁業協同組合連合会
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 北海道漁業協同組合連合会所属員に所属する漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 釧路市浜町 東緯一四四度二分 北緯一四四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J H Z A 三 (二、七五〇kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇 W
A 三 (二、七五〇kc) 傾斜型
十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第八百三十号
電波法第十五條の規定に基き無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一六六七號
二 免許人の名称 小樽機船底曳網漁業協同組合
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 小樽機船底曳網漁業協同組合所属漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 小樽市北浜町 東緯一四四度二分 北緯一四四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J H O 二 A 三 (二、六五〇kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇 W
十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第八百三十一号
電波法第十五條の規定に基き無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一六八八號
二 免許人の名称 函館漁業無線電信組合
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 函館漁業無線電信組合所属漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 函館市東浜町 東緯一四四度四分 北緯一四四度四分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J H J 二 A 三 (二、七八五kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇 W
十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第八百三十二号
電波法第十五條の規定に基き無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一六九五號
二 免許人の名称 浦河漁業協同組合
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 浦河漁業協同組合所属漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 北海道浦河郡浦河町 東緯一四二度四分 北緯一四二度一分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J H X A 三 (二、六五〇kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇 W
十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第八百三十三号
電波法第十五條の規定に基き無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一六六六號
二 免許人の名称 社団法人紋別漁業無線電信協会
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 社団法人紋別漁業無線電信協会所属漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 北海道紋別郡紋別町 東緯一四三度二分 北緯一四四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J H Z A 三 (二、七八五kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇 W
十 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十一 運用許容時間 常時

電波監理委員会告示第八百三十四号
電波法第十五條の規定に基き無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八一七〇號
二 免許人の名称 留萌機船底曳網漁業協同組合
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 留萌機船底曳網漁業協同組合所属漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 留萌市南浜手通 東緯一四一度三七分 北緯一四三度五七分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J H Z 二 A 三 (二、七八五kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇 W
十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第八百三十五号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
(は) 四日市港務用海岸局 午前六時から午後八時まで
一 公衆通信業務を取り扱わない海岸局(の次に次を加える。
昭和三十七年三月三日
電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第八百三十六号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 免許の年月日及び番号 昭和三十七年二月五日 第八一八二号
二 免許人の名称 北海道放送株式会社
三 無線局の種別 放送局
四 無線局の目的 標準放送業務(全時間)を行う。
五 送信の相手方 報道、社会、教育、音楽、演藝娯楽、スポーツ、スポーツアウンスによる広告
六 放送区域 札幌市、小樽市、石狩支庁管内、空知支庁管内、胆振支庁管内、後志支庁管内の一部、留萌支庁管内の一部
七 免許の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
八 設置場所 北海道札幌市札幌村字元村四二四番地 東経一四二度二分 北緯四三度四分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 J O H R はつかいどうほうそり A三、一、二三〇kc 水晶発振 終段陽極変調 三KW
十 空中線の型式及び構成 頁付垂直型
十一 運用許容時間 常時
●電波監理委員会告示第八百三十七号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 稚内市クナル 東経一四一度四分 北緯四五度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五〇〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 五〇〇W
九 空中線の型式及び構成 デルター型、M型
十 運用許容時間 常時
●電波監理委員会告示第八百三十八号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 稚内市クナル 東経一四一度四分 北緯四五度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五〇〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 五〇〇W
九 空中線の型式及び構成 デルター型、M型
十 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第八百三十九号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 東京都北多摩郡小金井町小金井新田 東経一三九度二分 北緯三五度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五五〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 一KW
九 空中線の型式及び構成 ダブルT、M型
十 運用許容時間 常時
●電波監理委員会告示第八百四十号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 秋田市形西新町一丁目二番地 東経一四〇度八分 北緯三九度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五五〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 五〇〇W
九 空中線の型式及び構成 逆V型
十 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第八百四十一号
昭和三十七年三月三日
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 稚内市クナル 東経一四一度四分 北緯四五度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五〇〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 五〇〇W
九 空中線の型式及び構成 デルター型、M型
十 運用許容時間 常時
●電波監理委員会告示第八百四十二号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 免許の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 免許人の名称 株式会社播磨造船所
三 無線局の種別 簡易無線局
四 無線局の目的 造船事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
五 送信の相手方 株式会社播磨造船所所属の相生港及び播磨港を移動範囲とする簡易無線局
六 送信の相手方 造船事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
七 免許の有効期限 昭和三十七年五月三十一日
八 設置場所 相生市相生五二九番地 東経一三四度二分 北緯三四度四分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 J X K 311 F三、一五四・五三Mc 水晶発振 ベクトル合成 二五W
十 空中線の型式及び構成 折返しブラウン
十一 運用許容時間 常時
●電波監理委員会告示第八百四十三号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 免許の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 免許人の名称 株式会社播磨造船所
三 無線局の種別 簡易無線局
四 無線局の目的 造船事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
五 送信の相手方 株式会社播磨造船所所属の相生港及び播磨港を移動範囲とする簡易無線局
六 送信の相手方 造船事業に使用するため、簡易無線業務を行う。
七 免許の有効期限 昭和三十七年五月三十一日

●電波監理委員会告示第八百四十四号
昭和三十七年三月三日
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 秋田市形西新町一丁目二番地 東経一四〇度八分 北緯三九度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五五〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 五〇〇W
九 空中線の型式及び構成 逆V型
十 運用許容時間 常時

八 設置場所 移動体の種別 可搬 移動範囲 相生港及び播磨港
常置場所 相生市相生五二九番地 東経一三四度二分 北緯三四度四分
J K X 312 F三、一五四・五三Mc 水晶発振 ベクトル合成 二五W
十 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第八百四十五号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 秋田市形西新町一丁目二番地 東経一四〇度八分 北緯三九度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五五〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 五〇〇W
九 空中線の型式及び構成 逆V型
十 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第八百四十六号
昭和三十七年三月三日
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
一 承認の年月日及び番号 昭和三十七年三月三日 第八一九四号
二 承認を受けた者 電波監理委員会
三 無線局の種別 実験局
四 無線局の目的 電離層観測のため、実験を行う。
五 送信の相手方 実験に必要な事項
六 承認の有効期限 昭和三十八年五月三十一日
七 設置場所 秋田市形西新町一丁目二番地 東経一四〇度八分 北緯三九度四分
八 電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 P O 五五〇kcから二、〇〇〇kcまで 自励発振 五〇〇W
九 空中線の型式及び構成 逆V型
十 運用許容時間 常時

29 昭和27年3月3日 月曜日

官 報

第7544号

昭和27年3月3日 月曜日

官 報

第7544号 28

八三	塗まつ用水銀製剤	八三	除虫菊粉
八四	水和硫黄剤	八四	除虫菊エキス
八六	DDT水和剤二〇	八六	除虫菊エキス六
八七	DDT水和剤二・五	八七	除虫菊油
八八	DDT水和剤二・五	八八	除虫菊油
八九	石炭硫黄合剤	八九	除虫菊油
九〇	石炭硫黄合剤	九〇	除虫菊油
九一	石炭硫黄合剤	九一	除虫菊油
九二	石炭硫黄合剤	九二	除虫菊油
九三	石炭硫黄合剤	九三	除虫菊油
九四	石炭硫黄合剤	九四	除虫菊油
九五	石炭硫黄合剤	九五	除虫菊油
九六	石炭硫黄合剤	九六	除虫菊油
九九	石炭硫黄合剤	九九	除虫菊油
一〇〇	石炭硫黄合剤	一〇〇	除虫菊油
一〇一	石炭硫黄合剤	一〇一	除虫菊油
一〇二	石炭硫黄合剤	一〇二	除虫菊油
一〇三	石炭硫黄合剤	一〇三	除虫菊油
一〇四	石炭硫黄合剤	一〇四	除虫菊油
一〇五	石炭硫黄合剤	一〇五	除虫菊油
一〇六	石炭硫黄合剤	一〇六	除虫菊油
一〇七	石炭硫黄合剤	一〇七	除虫菊油
一〇八	石炭硫黄合剤	一〇八	除虫菊油
一〇九	石炭硫黄合剤	一〇九	除虫菊油
一一〇	石炭硫黄合剤	一一〇	除虫菊油
一一一	石炭硫黄合剤	一一一	除虫菊油
一一二	石炭硫黄合剤	一一二	除虫菊油
一一三	石炭硫黄合剤	一一三	除虫菊油
一一四	石炭硫黄合剤	一一四	除虫菊油
一一五	石炭硫黄合剤	一一五	除虫菊油

七五	ホルマリン	七五	ホルマリン
七四	ホルマリン	七四	ホルマリン
七三	ホルマリン	七三	ホルマリン
七二	ホルマリン	七二	ホルマリン
七一	ホルマリン	七一	ホルマリン
七〇	ホルマリン	七〇	ホルマリン
六九	ホルマリン	六九	ホルマリン
六八	ホルマリン	六八	ホルマリン
六七	ホルマリン	六七	ホルマリン
六六	ホルマリン	六六	ホルマリン
六五	ホルマリン	六五	ホルマリン
六四	ホルマリン	六四	ホルマリン
六三	ホルマリン	六三	ホルマリン
六二	ホルマリン	六二	ホルマリン
六一	ホルマリン	六一	ホルマリン
六〇	ホルマリン	六〇	ホルマリン
五九	ホルマリン	五九	ホルマリン
五八	ホルマリン	五八	ホルマリン
五七	ホルマリン	五七	ホルマリン
五六	ホルマリン	五六	ホルマリン
五五	ホルマリン	五五	ホルマリン
五四	ホルマリン	五四	ホルマリン
五三	ホルマリン	五三	ホルマリン
五二	ホルマリン	五二	ホルマリン
五一	ホルマリン	五一	ホルマリン
五〇	ホルマリン	五〇	ホルマリン

農林省告示第六十三号
 農林省告示第六十四号
 農林省告示第六十五号
 農林省告示第六十六号
 農林省告示第六十七号
 農林省告示第六十八号
 農林省告示第六十九号
 農林省告示第七十号
 農林省告示第七十一号
 農林省告示第七十二号
 農林省告示第七十三号
 農林省告示第七十四号
 農林省告示第七十五号
 農林省告示第七十六号
 農林省告示第七十七号
 農林省告示第七十八号
 農林省告示第七十九号
 農林省告示第八十号

のおりとする。但し、幸福賞は、一等のうちから定める。
 一 幸福賞 100,000円
 二 幸福賞 100,000円
 三 幸福賞 100,000円
 四 幸福賞 100,000円
 五 幸福賞 100,000円
 六 幸福賞 100,000円
 七 幸福賞 100,000円
 八 幸福賞 100,000円
 九 幸福賞 100,000円
 一〇 幸福賞 100,000円
 一一 幸福賞 100,000円
 一二 幸福賞 100,000円
 一三 幸福賞 100,000円
 一四 幸福賞 100,000円
 一五 幸福賞 100,000円
 一六 幸福賞 100,000円
 一七 幸福賞 100,000円
 一八 幸福賞 100,000円
 一九 幸福賞 100,000円
 二〇 幸福賞 100,000円

第 7544 号

昭和27年3月3日 月曜日

官 報

第7544号 36

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日現在

第十六期決算公告

(昭和二十七年一月三十一日現在)

現金	六八八六六〇〇
預金	一八二九〇〇〇
有価証券	一八二九〇〇〇
貸付金	二六二七二四三〇〇
貸付金	一五〇〇〇〇〇〇〇
未償借入金	一五〇〇〇〇〇〇〇
未償借入金	五〇〇〇〇〇〇〇
未償借入金	五〇〇〇〇〇〇〇
未償借入金	一三〇〇〇〇〇〇〇
未償借入金	九五二七三〇〇
未償借入金	一四九八六〇〇
未償借入金	二六二七二四三〇〇

昭和二十七年二月
大阪市東区道修町三丁目十二番
相栄株式会社



新発売 コピー複写器

特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写

丸星機化工業株式会社

本社 東京都港区芝浦三ノ木 3645-6
電話三田(45)3226 5616
支社 大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇
電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ二
電話中(24)1625 3920

第三十期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	一四四四五〇三二八
預金	三〇九五〇〇〇〇〇
有価証券	一九五〇〇〇〇〇〇〇
貸付金	一七二、六二九、〇〇〇
貸付金	七、八五五、五二〇
貸付金	三、七〇八、〇六五
貸付金	四九五八八〇一〇
貸付金	八〇、三二七、〇三五

昭和二十七年二月二十六日
常磐合同炭礦株式会社

第三回決算報告書

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	七、七七八、二九
預金	一、七七七、〇〇
有価証券	三三三、八八六、〇〇
貸付金	五、六四、五九七、二八
貸付金	三九、六〇〇、〇〇〇
貸付金	一九八、六一五、〇〇〇
貸付金	五〇、二六〇、〇〇〇
貸付金	一〇三、五六二、三三
貸付金	一、六二〇、五六八
貸付金	三、六一九、五一一
貸付金	一、六五八、二六九〇

昭和二十七年二月二十七日
千葉県船橋市湊町一の二四八一
株式会社同彦製作所

第二期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	四、六〇八、一八五、四三
預金	五、五四八、二五八、〇五
有価証券	九、六八七、二六二、七五
貸付金	一、九八、七九二、〇五二
貸付金	八、〇五〇、〇〇〇
貸付金	一、三〇、七四〇、九三三、〇〇
貸付金	五、五五七、三〇〇、〇〇
貸付金	二、三二一、一八六、一
貸付金	七、三二四、五六〇、〇〇

昭和二十七年二月二十六日
常磐合同炭礦株式会社

第二期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	四、九二〇、〇〇〇〇〇
預金	一、〇〇〇、〇〇〇〇〇
有価証券	四、五〇〇、〇〇〇〇〇
貸付金	五、二九〇、〇〇〇〇〇
貸付金	一〇、五二九、五〇〇
貸付金	六二、五二二、二六二、一九
貸付金	一、七〇、五三〇、七五〇、〇四
貸付金	二、四九、一六二、九二八、九四
貸付金	六八、二八〇、三三三、七〇
貸付金	四〇、五〇九、〇三四、四七
貸付金	一、七七八、〇三三、三三

昭和二十七年二月二十五日
太平洋石油販売株式会社

昭和27年度 予算書

一般会計予算並びに同予算参照書
特別会計予算並びに同予算参照書
政府機関予算並びに同予算参照書

3部1組 B5判 1,600頁
頒布実費 1,500円 (送料100円)

本書は今次第13回国会提出のため大蔵省主計局にて作成したもので、特に各地方自治体、諸機関、図書館、その他一般において入手方を要望される向に、国会提出後に同一品を頒布するものであります。

部数に限定がありますから至急下記え御発注下さい。

東京都新宿区市谷本村町
印刷庁業務部業務課
電話九段(3)530~9 (直通4909)

第四期貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	二、一四四、五五七
預金	一、〇一四、七七八
有価証券	一、〇三三、五〇八
貸付金	七〇、一八九、〇〇〇
貸付金	九、二四二、一七〇
貸付金	二五〇、〇〇〇
貸付金	二、〇〇〇、〇〇〇
貸付金	五、八八八、九三三
貸付金	六、〇〇〇、〇〇〇
貸付金	八、八三四、九九〇
貸付金	六、四四七、四九九

昭和二十六年十二月三十一日現在

第四期貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	一〇、八三九、四七九、二八
預金	六二、五三三、二六二、一九
有価証券	一、〇〇〇、〇〇〇〇〇
貸付金	四、五〇〇、〇〇〇〇〇
貸付金	五、二九〇、〇〇〇〇〇
貸付金	一〇、五二九、五〇〇
貸付金	六二、五二二、二六二、一九
貸付金	一、七〇、五三〇、七五〇、〇四
貸付金	二、四九、一六二、九二八、九四
貸付金	六八、二八〇、三三三、七〇
貸付金	四〇、五〇九、〇三四、四七
貸付金	一、七七八、〇三三、三三

昭和二十七年三月三日
東京都中央区西八丁堀三丁目五番地の五
太平洋石油販売株式会社

昭和27年度 予算書

一般会計予算並びに同予算参照書
特別会計予算並びに同予算参照書
政府機関予算並びに同予算参照書

3部1組 B5判 1,600頁
頒布実費 1,500円 (送料100円)

本書は今次第13回国会提出のため大蔵省主計局にて作成したもので、特に各地方自治体、諸機関、図書館、その他一般において入手方を要望される向に、国会提出後に同一品を頒布するものであります。

部数に限定がありますから至急下記え御発注下さい。

東京都新宿区市谷本村町
印刷庁業務部業務課
電話九段(3)530~9 (直通4909)

第四期貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	二、一四四、五五七
預金	一、〇一四、七七八
有価証券	一、〇三三、五〇八
貸付金	七〇、一八九、〇〇〇
貸付金	九、二四二、一七〇
貸付金	二五〇、〇〇〇
貸付金	二、〇〇〇、〇〇〇
貸付金	五、八八八、九三三
貸付金	六、〇〇〇、〇〇〇
貸付金	八、八三四、九九〇
貸付金	六、四四七、四九九

昭和二十六年十二月三十一日現在

第四期貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

現金	一〇、八三九、四七九、二八
預金	六二、五三三、二六二、一九
有価証券	一、〇〇〇、〇〇〇〇〇
貸付金	四、五〇〇、〇〇〇〇〇
貸付金	五、二九〇、〇〇〇〇〇
貸付金	一〇、五二九、五〇〇
貸付金	六二、五二二、二六二、一九
貸付金	一、七〇、五三〇、七五〇、〇四
貸付金	二、四九、一六二、九二八、九四
貸付金	六八、二八〇、三三三、七〇
貸付金	四〇、五〇九、〇三四、四七
貸付金	一、七七八、〇三三、三三

昭和二十七年三月三日
東京都中央区西八丁堀三丁目五番地の五
太平洋石油販売株式会社

号外 二月二十八日付衆会第十六号一六頁
同二十九日付参会第十八号

定価 一月十部 二百十部 九部 送料別
公刊 公刊 公刊 公刊 公刊 公刊 公刊 公刊
広告 広告 広告 広告 広告 広告 広告 広告
電話九段(3)530~9 官報課
振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇